（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第十九条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「第三十八条第五項第三号ト」を「第三十八条第五項第三号ヘ」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条各号列記以外の部分中「第一号を除く。」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。）を除く。第四号において同じ。」に改め、同条第四号中「（第一号を除く。）」を削る。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二十一条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第三十二条の十五第二項の項の次に次のように加える。

第三十二条の十五第二項	被保険者（被保険者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。）

第十七条第一項の表第六十五条第一項及び附則第七項の項中「及び附則第七項」を削り、同項の次に次のように加える。

附則第二項	厚生年金保険の管掌者	厚生年金保険の実施者
附則第七項	法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

第四十八条第一項の表第七十二条の三第一項の項中「法附則第二十八条の三」を「老齢厚生年金又は法附則第二十八条の三」に、「平成二十五年改正法第一条」を「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）又は平成二十五年改正法第一条」に改める。

第六十四条の見出し中「第四条の二第一号」を「第四条の二の十六第一号」に改め、同条第一項第一号中「第四条の二第一号」を「第四条の二の十六第一号」に、同項第四号中「第四条の二第三号」を「第四条の二の十六第三号」に、同条第二項中「第四条の二第三号」を「第四条の二の十六第三号」に改める。

第六十五条第四号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第二十二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）」を「一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）」を「改正後厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）」を「厚生年金保険法施行規則」に改め、同項の表第三十六条の項中「第三十五条第三項」を「第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項」に、「第一条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第百十一条の項を次のように改める。

第百十一条第一号	第三十二条の三第三項の規定による届書及び書類の提出の求めに係る事務、第三十五条第一項及び第六十八条第一項の規定による確認に係る事務、第三十五条第二項及び第三項並びに第六十八条第二項及び第三項の規定による報告及び書類の提出の求めに係る事務並びに第三十五条の二第三項、第四十一条の二第三項、第五十一条の二第三項、第五十六条の二第三項、第六十八条の二第三項及び第七十三条の二第三項の規定による	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第六条第三項
第百十一条第一号の二	第三十二条の三第三項	

第二条第一項中「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」を「改正前国共済法」に、「平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を「改正前私学共済法」に、「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」を「改正前地共済法」に、「平成二十四年一元化法改正前国共済法」を「改正前国共済法」に、「、次の各号」を「、次の各号に」に改め、同条第三項中「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の」を「改正前」に改め、同条を第七条とし、第一条を第六条とし、同条の前に次の五条を加える。

（七十歳以上の使用される者の該当の届出に関する経過措置）

第一条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下この条において「平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法」という。）附則第四十一条の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する事業主が厚生労働大臣に届け出ることを要しないものとされた平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法附則第四十一条の七十歳以上の使用される者について、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「当該事実があつた日から五日以内（法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される七十歳以上の使用される者（以下「船員たる七十歳以上の使用される者」という。）に係る届出にあつては、十日以内。第十九条の五第四項及び第二十二条の二において同じ。）に」とあるのは「平成二十四年一元化法の施行の日以後速やかに」と、「事項」とあるのは「事項及び平成二十四年一元化法附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下この条において「平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法」という。）附則四十一条の規定により法第二十七条に規定する事業主が厚生労働大臣に届け出ることを要しないものとされた平成二十四年一元化法改正前の平成十六年改正法附則第四十一条の七十歳以上の使用される者に係る届出である旨」と読み替えるものとする。